

2025 年 5 月 1 日

自治会町内会等 法人化のための 諸手続

松阪市役所 企画振興部 地域づくり連携課

住所：〒515-8515 松阪市殿町 1340 番地 1

TEL：0598-53-4369 FAX：0598-26-4035

嬉野地域振興局 地域振興課

住所：〒515-2324 松阪市嬉野町 1434 番地

TEL：0598-48-3800 FAX：0598-42-6220

三雲地域振興局 地域振興課

住所：〒515-2112 松阪市曾原町 872 番地

TEL：0598-56-7905 FAX：0598-56-5382

飯南地域振興局 地域振興課

住所：〒515-1411 松阪市飯南町粥見 3950

TEL：0598-32-2511 FAX：0598-32-3771

飯高地域振興局 地域振興課

住所：〒515-1592 松阪市飯高町宮前 180

TEL：0598-46-7111 FAX：0598-46-1092

もくじ

1. 認可地縁団体とは.....	1
2. 認可の要件	1
3. 認可申請手続きの流れ	2
4. 申請に必要な書類.....	3
5. 認可後に必要な手続き	4
6. 証明書の請求	4
7. 総会の議決手続き	5
8. 書面による決議について（電磁的方法についても同様です。）	5
9. 法人市民税関係.....	6
10. 規約例と規約作成上の留意事項.....	7
11. 総会開催通知・委任状作成例.....	13
12. 総会議事録例.....	14
13. Q&A（よくある質問）	16

1. 認可地縁団体とは

認可地縁団体とは、自治会や町内会などの地縁による団体で、地方自治法の定める要件を満たして法人格を取得した団体です。

これまでは、自治会町内会等が所有する集会施設などの財産については、法人格を持っていなかったことから、会長や役員の方々の個人、または共有名義で登記されていることが多くありました。このため、登記名義人個人の財産と団体の財産とを混同して処分したり、登記名義人の債権者が団体の財産を差し押さえたり、または、共有名義になっている場合には、相続登記が困難なことなど、様々な問題が生じることがありました。

こうした事態を改善するため、平成3年に地方自治法の一部が改正され、集会施設等の財産を保有する自治会町内会等については、一定の要件に該当すれば、市町村長の許可を受け、法人格を取得して、自治会町内会等の名義で不動産登記ができるようになりました。

その後、地域の自主性及び自立性を高めることを目的として、令和3年11月26日に地方自治法の一部が改正され、認可地縁団体の認可の目的を見直し、地縁による団体は、地域的な共同活動を円滑に行うことから不動産等の保有の有無にかかわらず、市町村長の認可を受けることができるようになりました。

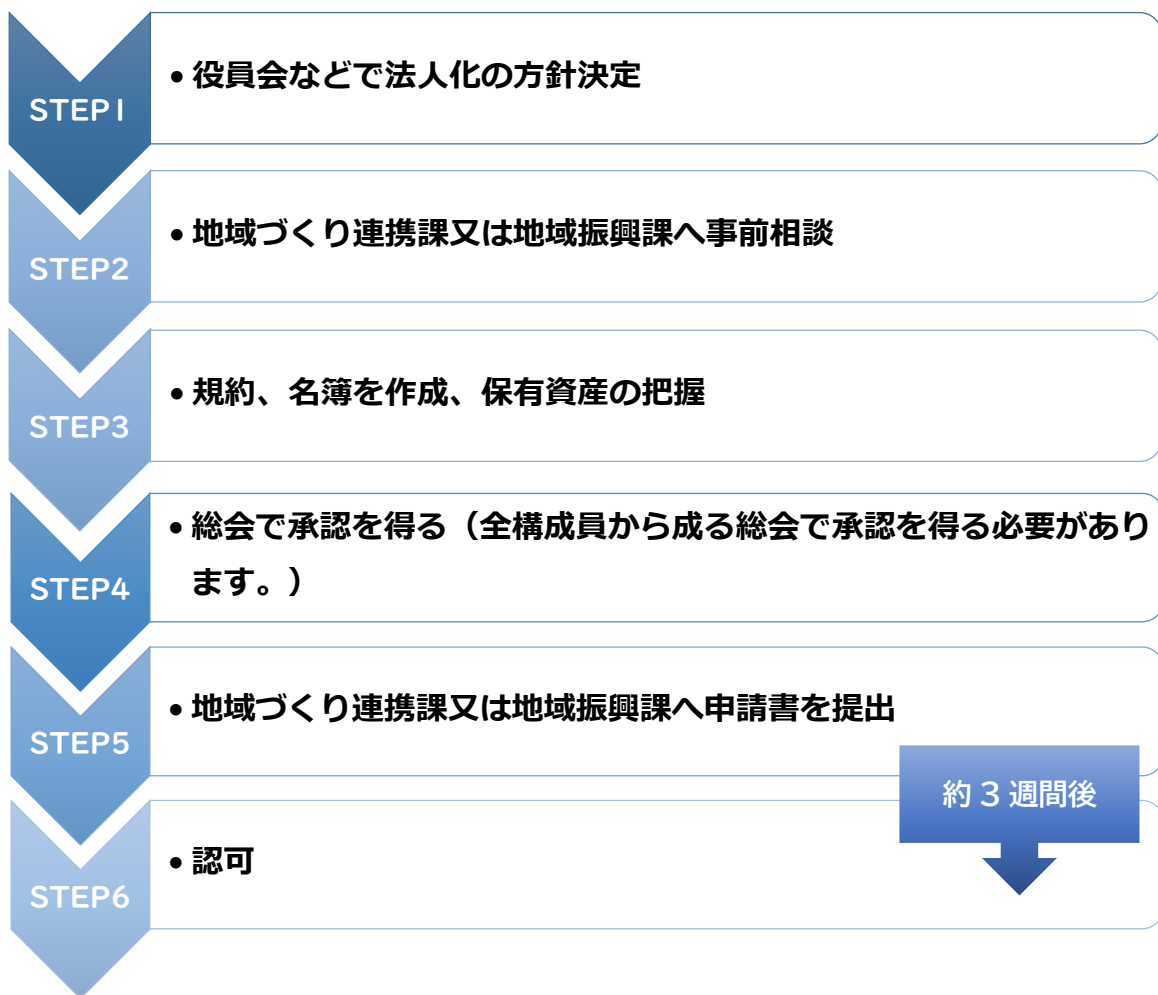
2. 認可の要件

団体が市長の認可を受ける場合は、次の4つの要件を満たしている必要があります。

(1)	その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
(2)	その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
(3)	その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数 ^{※1} の者が現に構成員となっていること。
(4)	規約を定めていること。 * 以下の項目は必ず規約に定めてください ①目的、②名称、③区域、④主たる事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者に関する事項、⑦会議に関する事項、⑧資産に関する事項

※1 相当数とは、その区域の住民の過半数以上が構成員となっている場合をいいます。ただし、構成員が過半数を下回らないよう、その区域の住民の7～8割程度は構成員となることが望まれます。

3. 認可申請手続きの流れ



申請書の提出後、要件を満たしていれば、市長は認可を行い（代表者あてに認可通知を送付します。）次の事項について、遅滞なく告示します。

告示事項（いずれかの事項に変更が生じた場合、告示事項変更届が必要。）

①	名称
②	規約に定める目的
③	区域
④	事務所
⑤	代表者の氏名及び住所
⑥	裁判所による代表者の職務停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
⑦	代理人の有無
⑧	規約に定める解散の事由
⑨	認可年月日

4. 申請に必要な書類

①申請書	自治会の代表者が提出（地方自治法施行規則第 18 条に定める申請書）
②規約 ▷記載例あり	地方自治法に規定する内容が盛り込まれた規約の定めが必要 ■ 規定事項（この項目は規約に必ず盛り込むこと） ① 目的 ② 名称 ③ 区域（当該地縁による団体が相当の期間にわたって存在している区域の現況によること。） ④ 事務所の所在地（「会長宅に置く」とすることも可能。） ⑤ 構成員の資格に関する事項（区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができるものとします。） ⑥ 代表者に関する事項 ⑦ 会議に関する事項 ⑧ 資産に関する事項
③総会の議事録 ▷記載例あり	次の事項が盛り込まれた「議案」及び「議事録」が必要 ① 認可を申請すること ② 規約・構成員の決定 ③ 代表者の決定 ※ 総会の議案と議事録（議長及び議事録署名人の署名若しくは記名押印のあるもの）が必要です。
④構成員の名簿	構成員は、区域に住所を有する個人であれば年齢、性別等を問わないとされているため、会員である場合には、子どもの名前なども記載する必要があります。（この名簿により、現に区域に住所を有する個人のうち相当数が構成員となっているかを判断します。）
⑤総会資料 ※過去 2 年間分	前年度の事業活動報告として総会に提出した報告書等。 ※ 具体的な活動内容がわかる程度の記載は必要。
⑥代表者承諾書	申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書等の写し。

5. 認可後に必要な手続き

(1) 代表者（会長）が交代した場合

- ① 告示事項変更届出書（代表者の交代は告示事項（P.2 参照）の変更となります）
- ② 総会の議事録の写し（①会長の交代に関する議案の結果及び②新会長の氏名について明記されているもの）
- ③ 代表者就任承諾書の写し

*届出は、提出時点の代表者が行ってください。

例）自治会長交代時期 4月1日 旧代表Aさん 新代表Bさん

- ☐ 届出書の提出が3月20日となった場合 旧代表Aさんが届出を行う。
- ☐ 届出書の提出が4月10日となった場合 新代表Bさんが届出を行う。

*告示事項（P.2 参照）に変更があった場合は、上記のように「告示事項変更届出書」による届出が必要です。

(2) 規約を変更した場合（規約の変更には、総構成員の4分の3以上の同意が必要）

- ① 規約変更認可申請書
- ② 規約変更の内容及び理由書
- ③ 総会の議事録の写し（規約改正に関する議案の結果についての記載があるもの）
- ④ 改正後全文

※ 区域の変更など、「規約の内容」にも「告示事項」にも変更が生じる場合は、「告示事項変更届出書」と「規約変更認可申請書」両方の提出が必要です。

6. 証明書の請求

告示した事項に関する証明書（台帳の写し）の交付について

請求者 ▷ だれでも可

手数料 ▷ 200 円

請求の方法 ▷ 「証明書交付請求書」を各交付窓口へ提出

交付窓口について

地域づくり連携課（以下の管内以外の認可地縁団体）

嬉野地域振興局地域振興課（嬉野管内）三雲地域振興局地域振興課（三雲管内）

飯南地域振興局地域振興課（飯南管内）飯高地域振興局地域振興課（飯高管内）

※ 認可地縁団体は、市長の告示に基づいて認可された法人であることを証明する証明書（認可地縁団体台帳の写し）の交付を受けることができます。この証明書は、認可地縁団体による不動産の登記や、銀行口座の名義変更などの際に必要となる場合があります。

7. 総会の議決手続き

総会において、以下のような重要事項を決定する場合は、構成員は各々1個の表決権を有します。委任状を取る対象は、構成員全員となります。

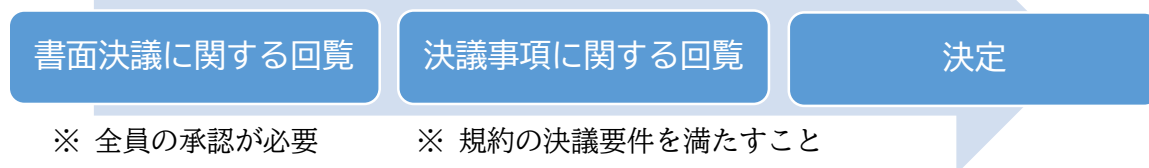
- ◎ 規約の変更（規約に定めることとなる事項を含む。）
- ◎ 代表者や監事の選任（自治会長の交代など。）
- ◎ 財産の処分など

8. 書面による決議について（電磁的方法についても同様です。）

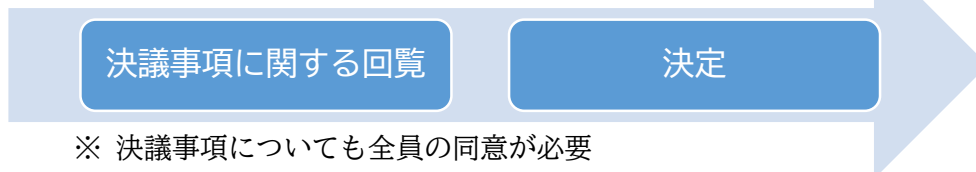
書面による決議については、以下のとおりとなります。

書面決議に関して、構成員が1人でも同意されない場合は総会を開催する必要があります。

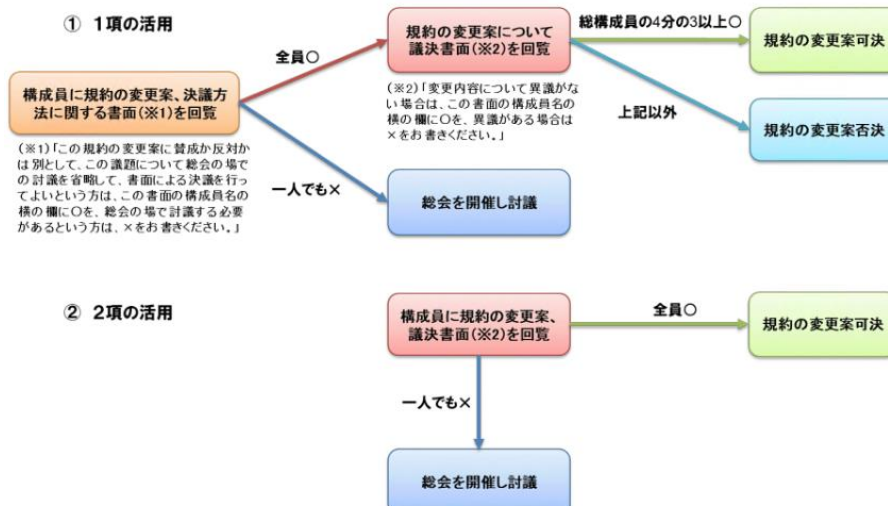
- (1) 構成員全員の承諾があるときは、総会を開催せずに書面による決議を行うことができます。（次のとおり、構成員の意思を2回確認する必要があります。）



- (2) 総会で議決する事項について、構成員全員の書面による合意があったときは、決議があったものとみなされます。（構成員の意思確認は1回で済みますが、決議事項について全員の同意が必要となります。）



[参考例] ○ 認可地縁団体が次回開催予定の総会において規約の変更をしたいと考えた場合（1項・2項ともに書面による決議を行う場合）



9. 法人市民税関係

認可地縁団体は法人であること、かつ法人市民税に係る申告・納付が必要になることから、市民税課に対し、法人を設立したという「**法人設立異動届**」の提出が必要となります。また、その際に添付資料として、「**地縁団体台帳の写し**」、「**認可書の写し**」も併せて必要となります。

なお、法人は法人市民税のみならず、同地方税である法人県民税の申告・納付に関しても必要となることから、津総合県税事務所へも同様の手続きを行ってください。

* 収益事業を実施していない場合 *

認可地縁団体は公共性の高い法人であることから、収益事業を実施していない場合、法人市民税に係る均等割：5万円を減免することができます。

減免制度の適用を受ける場合、「**減免申請書**」に加え、「**事業報告書**」及び「**決算書**」（以下「**事業報告書等**」とします。）の提出が必要となります。事業報告書等については、収益事業を実際に行っていないか確認するために、初めて減免申請をする際に必要となりますが、次年度以降は「**収益を行っていないことの申出書**」を代わりに提出していただくことで事業報告書等の提出を省略できます。

なお、「減免申請書」、「収益事業を行っていないことの申出書」は例年4月初旬に市民税課からご報告いただいている送付先住所に郵送します。その際に、「法人設立異動届」も同封し、代表者や本店所在地等の変更についても連絡いただくようにご案内させていただきます。

法人市民税に関する問合せ窓口

松阪市 市民税課 市民税係 法人担当
TEL 0598-53-4029

10. 規約例と規約作成上の留意事項

〇〇〇自治会規約

【解説】 規約の名称について制限はありません。

第 1 章 総 則

（目的）

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- （1） 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- （2） 美化・清掃等区域内の環境の整備
- （3） 集会施設の維持管理
- （4） 町内の福祉増進ならびに文化的生活向上に関する活動
- （5） 町内の防災、防犯に関する活動
- （6） その他目的達成に必要な活動

【解説】 スポーツや芸術などの特定活動だけでなく、広く地域的な活動を行うものである必要があります。

（名称）

第2条 本会は、〇〇〇自治会と称する。

【解説】 名称について制限はありません。ただし、他の法令において使用制限のある場合（例：商工会でないのに商工会の名称を用いることはできない）はこれに従います。

（区域）

第3条 本会の区域は、松阪市〇〇町全域（字あるいは地番設定の区域）とする。

【解説】 客観的に明らかなものとして定める必要があります。〇〇町全域・〇〇町〇〇番地から〇〇番地のような表示が考えられます。

（事務所）

第4条 本会の事務所は、三重県松阪市〇〇町〇〇〇番地に置く。

【解説】 集会施設に置くのが一般的ですが、代表者の自宅住所でもかまいません。「代表者の自宅に置く」という表記も可能です。

第 2 章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

〔解説〕 区域に住所を有すること以外に、年齢・性別等の条件を定めることはできません。
なお、法人については構成員とはなれませんが、賛助会員となれることを定めることはできます。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、細則に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

〔解説〕 入会に際し、いかなる意味においても制約を課するようなものとすることは認められません。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

〔解説〕 「正当な理由」とは、その者の加入によって良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする当該地縁による団体の目的及び活動が著しく阻害されることが明らかであると認められる場合など、その者の加入を拒否することについて社会通念上も、また、同条第2項第3号の規定の趣旨からも、客観的に妥当と認められる理由がある場合をいいます。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より細則に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

〔解説〕 入会と同様に、いかなる意味においても制約を課するようなものとすることは認められません。

第 3 章 役 員

(役員の種別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 ○人
- (3) 書記 ○人
- (4) 会計 ○人
- (5) 監事 ○人

(役員の選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事は、会長、副会長、書記、会計と相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 書記は、会務を記録する。

4 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長、書記、会計各役員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

【解説】 役員の選任は総会において行うことが適当であり、監事は会長、副会長及びその他の役員と兼職することは避ける必要があります。

第 4 章 総 会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後○か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第5項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

【解説】 少なくとも5日前までに通知する必要があります。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

【解説】 総会の議長は「会長がこれに当たる」と定めることも可能です。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

【解説】 地方自治法において特に定められていませんが、表記のように規定することが適切と考えられます。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条、及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 別に定める財産目録記載の資産

(2) 会費

(3) 活動に伴う収入

(4) 資産から生ずる果実

(5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において○分の□以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 35 条 本会の会計年度は、毎年〇〇月〇〇日に始まり、〇〇月〇〇日に終わる。

第 7 章 規 約 の 変 更 及 び 解 散

(規約の変更)

第 36 条 この規約は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ松阪市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第 37 条 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(合併)

第 38 条 本会は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、松阪市長の認可を受けなければ合併することはできない。

(残余財産の処分)

第 39 条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得て、本会与類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

[解説] 「4 分の 3」の定数については、規約で別段の定めを設けることができますが、引き下げることは、慎重であるべきです。

第 8 章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第 40 条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第 41 条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

附 則

- 1 この規約は認可日から施行する。
- 2 この規約の施行の際における年度の事業計画及び予算は、第 33 条の規定にかかわらず総会の定めるところによる。

11. 総会開催通知・委任状作成例

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇自治会員 様

〇〇自治会 会長 〇〇 〇〇

〇〇年度〇〇自治会通常総会 開催通知

平素より、自治会活動にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび「〇〇年度〇〇自治会通常総会」を下記のとおり開催しますので、通知いたします。

なお、やむをえず出席できない会員の方は、委任状を〇月〇日（〇）までに〇〇にご提出くださいますようお願いいたします。

記

1. 日時 〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 午後〇時から
2. 場所 〇〇集会所
3. 議案 (1) 〇〇年度事業報告及び決算報告
(2) 〇〇年度役員選任
(3) 〇〇年度事業計画（案）及び予算（案）

きりとり

〇〇年度〇〇自治会通常総会 委任状

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇年度〇〇自治会通常総会における表決権を、代理人_____様に一任いたします。（代理人が空欄の場合は、会長に委任したものとみなします。）

住所 松阪市_____

委任者 氏 名 _____

氏 名 _____

氏 名 _____

氏 名 _____

委任状には世帯主のみでなく、加入されている家族全員の氏名を記入してください。（ご家族の中でだれかが出席されても、欠席される方の委任状は必要です。

未成年者の場合は、親権者が代筆して構いません。

I 2. 総会議事録例

〇〇町自治会通常総会議事録

1. 日時 〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）〇時から〇時まで
2. 場所 〇〇集会所
3. 会員の現在数及び出席者数
会員の現在数 〇〇人、出席者数 〇〇人（表決委任者を含む）

〔解説〕 構成員は各々1 個の表決権を有します。会員数は構成員全員の人数としてください。

4. 議題

- （1）〇〇町自治会法人化認可申請について
- （2）役員の選任について
- （3）規約の制定について
- （4）会員の確定について

5. 議事録

会長 現自治会長である〇〇 〇氏が、本日の総会は定数を満たしたので総会が成立した旨を告げた後、開会を宣言し、挨拶を行った。

議長の選任について、出席者に諮ったところ、会長一任の発言により〇〇 〇氏を議長に選任した。

議長 〇〇 〇氏は就任の挨拶をした後、書記、議事録署名者の選任を諮ったところ、議長一任の発言により書記に〇〇 〇氏、議事録署名者に△△ △氏・◎◎ ◎氏を指名し議事に入った。

（1）〇〇町自治会法人化認可申請について

会長から地方自治法第260条の2に基づき、〇〇町自治会の法人格取得のための認可申請について説明があり、挙手による採決の結果、全員賛成により承認された。

（2）役員の選任について

会長から、認可後も下記のとおり現体制を継続するものとし、同申請に当たって、自治会長を代表者とするについて説明をし、挙手による採決の結果、全員賛成により承認された。

記

会 長	〇〇	〇
副会長	□□	□
会 計	▽▽	▽
書 記	◇◇	◇
監 事	☆☆	☆

(3) 規約の制定について

会長から別紙のとおり、規約を制定する議案を提出し、説明及び討議の上、挙手による採決の結果、全員賛成により承認された。

(4) 会員の確定について

議長から、〇〇自治会会員は別紙会員名簿記載のとおりとする旨説明し、挙手による採決の結果、全員賛成により承認された。

以上をもって本総会の議案全部を終了したので、議長は閉会を宣言し、〇時〇分散会した。

上記議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、議事録を作り、議長、会長及び指名された議事録署名者がこれに署名する。

〇年〇月〇日

〇〇自治会臨時総会

議	長	〇〇	〇
議事録署名人		△△	△
議事録署名人		◎◎	◎

[解説] 署名又は記名押印が必要です。(自治会の規約に従ってください。)



Q1 自治会の区域に飛地があっても、認可の対象となりますか

A 地縁団体となる要件に「その区域が住民にとっての客観的に明らかなものとして、定められていること。」とあります。当該団体の構成員のみならず、松阪市内その他の住民にとって容易にその区域が認識できる必要がありますので、河川・道路等により区域が画されていることが明確であればよいとされています。したがって、区域の隣接性は必ずしも必要でなく、飛地があったとしても、地域としてのまとまりが歴史的な実態としてあれば認可の対象となります。

Q2 不動産を保有していなくても、地縁による団体として認可の対象となりますか

A 従来は不動産などを保有する目的がない地縁による団体まで法人格の取得を認めることはできませんでした。しかし、令和3年11月26日以降は法の改正により不動産を所有していなくても認可の対象となりました。

Q3 認可地縁団体において、個人を構成員としていても、表決権を世帯単位で1票とすることはできないのか。

A 認可地縁団体において、各構成員の表決権は、平等であるとされています（法第260条の18第1項）。また、認可地縁団体の構成員は、個人として捉えることとされており（法第260条の2第2項第3号）、世帯で捉えることはできませんので、構成員は各々1個の表決権を有することとなります。

ただし、従来の自治会・町内会等においては世帯単位で表決権を平等とする運営が行われてきたものと思われることを勘案して、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、構成員の表決権を、世帯単位で平等なものとして「所属する世帯の構成員数分の1票」とする旨を、規約に定めることは可能であると解されます。（法第260条の18第4項「規約に別段の定めがある場合」）

したがって、認可地縁団体の運営の根本に関わる重要事項については、世帯単位で表決権を平等とすることは認められないと解されます。

具体的には、規約の変更、財産処分及び解散の議決のような重要事項のほか、規約に定めることとなる事項（代表者の代表権の制限及び委任、監事の設置等）についての決定も規約の変更となるため、世帯単位で表決権を平等とすることは認められないと解されます。また、代表者や監事の選任も、世帯単位で表決権を平等とすることは適当とは考えられません。

なお、「世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項」について、世帯単位での表決権を1票とする場合においても、世帯内の構成員の表決権を剥奪することは認められません。

したがって、世帯で表決権をとりまとめるためには、誰か1人に表決権を委任することにより表決権を集中することとなります。ただし、未成年者の場合には、民法の定めるところにより、表決権の行使が行われることとなります。

Q4 未成年者を構成員から除外することは可能でしょうか

A 区域に住所を有する以外に年齢、性別、国籍等の条件は付せないこととされています。したがって、未成年者等行為無能力者であることをもって構成員から除外することは認められません。なお、未成年者等行為無能力者の表決権の行使に当たっては、民法の規定に従い、法定代理人の同意を要することとなります。

Q5 現に構成員となっている者の「相当数」とはどれくらいをいうのですか

A 「相当数」の判断は、各地域における自治会、町内会等への加入状況を勘案して市町村ごとに個々具体的に行われるものですが、区域の住民の過半数が構成員となっている場合にはおおむね「相当数」とみなされます。ただし、構成員が過半数を下回らないよう、その区域の住民の7~8割程度は構成員となることが望まれます。

Q6 認可を受けようとする地縁団体の保有財産の一部に神社の祠がありますが、このような宗教色の強い財産を保有していても認可の対象となりますか

A 地縁による団体は、いわゆる公共団体ではなく、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」ですので、宗教的活動の禁止や宗教上の組織等に対する支出の制限を定めた憲法上の規定（第20条第3項、第89条）との関係が生じることはありません。また地方自治法においても特段の規定も設けられていないことから、神社の祠等の宗教的色彩のある資産であっても、当該地縁による団体の保有資産として認可されることは可能です。

Q7 構成員が、死亡、転出等により退会する際に、地縁による団体の保有する資産について持分の返還を主張することはできますか

A 不動産等の地縁による団体の保有する資産の処分を、総会で議決することは可能ですが、地縁による団体の性格を勘案すると「持分権」を想定することは適当でなく、持分の返還を主張することはできません。